

## 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した 世帯の学生に対する授業料免除（令和3年度後期分）について

名古屋大学は、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対して、当該申請に基づき、令和3年度名古屋大学授業料免除の一環として、家計急変後の所得状況に応じた免除選考を実施します。

### 1. 申請対象者の範囲

日本人等学部学生で新制度給付奨学金の申請資格がない者、大学院学生、私費外国人留学生のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変後の家計支持者の所得が、「2. 申請条件」を満たす者

※ 新制度給付奨学金の申請資格がある方（既に給付奨学生となっている方や申請予定の方を含みます）は、新制度給付奨学金の家計急変採用に申請してください。

### 2. 申請条件

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の(1)および(2)の基準をいずれも満たす場合

- (1) 家計支持者が、国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は日本学生支援機構の例に準ずる（※1））を提出できること、または、家計支持者の事由発生後の所得（※2）が、前年または前々年所得と比較し、2分の1以下となっていること。
- (2) 事由発生後の世帯の所得が、大学が実施する授業料免除の免除基準の範囲内となっていること。

※1 日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」（以下 URL）を参照すること。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

ただし、「特別定額給付金」「学生支援緊急給付金」は含まない。

※2 事由発生後の所得を証明する書類に基づき家計基準を評価することとし、原則、直近3か月（5・6・7月）分を4倍したものとする。

### 3. 提出書類

**名古屋大学授業料免除申請要領にある必要書類すべてに加え**、以下の書類を提出してください。

- (1) **（家計急変による免除申請者全員必須）**

「**（家計急変様式1）家計急変による授業料免除申請書**」

- (2) **（事由発生が2020年で2019年の所得と比較して1/2となっている場合）**

「2020年度(2019年分収入)の所得課税証明書」（家計支持者のもの）

- (3) **（利用している場合のみ）**

国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（上記※1参照）

- (4) **（給与所得者の場合必須）**

家計支持者の**令和3年5・6・7月分の給与がわかる給与明細の写し**

または勤務先が作成した「**（家計急変様式2）家計急変給与見込証明書**」

- (5) **（給与所得者以外の場合必須）**

「**（家計急変様式3）家計急変減収申立書**」および減収率を証明する書類

#### 4. 提出期限

提出期限は、令和3年度後期授業料免除申請書類提出先・問合せ先が定める提出期限に従ってください。

[http://kouho.jimu.nagoya-u.ac.jp/academics/scholarship/exemption/exemptionsub/post\\_709.html](http://kouho.jimu.nagoya-u.ac.jp/academics/scholarship/exemption/exemptionsub/post_709.html)

#### 5. 注意事項

- 上記各提出期限内に、上記必要提出書類の提出がない場合、新型コロナウイルス感染症の影響による授業料免除申請としては受け付けません。
- 学部学生で新制度の要件を満たしていると思われる場合は、必ず、新制度（日本学生支援機構給付奨学金家計急変採用＋授業料減免認定）を申請してください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生の授業料免除申請は、直近の経済状況に基づき審査を行うため、学期ごとの申請が必要です（前期後期同時申請はできません）。
- 新型コロナウイルス感染症による家計急変の申請後、家計急変の基準を満たさない場合は、通常の授業料免除申請(後期のみ)として取り扱います。
- 結果通知は、12月中旬頃、名大ポータルを通じて行います。